

埼玉県で
環境にやさしい農業に取り組んで



みどり認定

を受けましょう!!

「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者を知事が認定する制度がスタートしています!

認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

今後のメリット

国では、環境保全型農業直接支払交付金等について、令和7年度に見直しを行った上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた農業者による、先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討しています。

(令和6年4月)

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

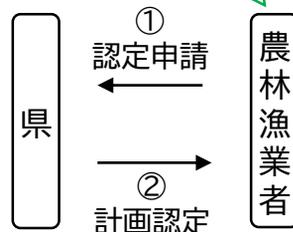
➤ 農業に由来する環境負荷を低減し持続可能な農業の実現に向けて、みどりの食料システム法が施行されました。

➤ 環境負荷低減に取り組む農林漁業者は、法律に基づき5年間の事業計画を作成し、知事の認定を受けることができます。

✓ 「環境負荷の低減」の取組例

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減等、温室効果ガスの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用
- ・農業用プラスチックの排出削減 など

グループ申請も可能です！



□ みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

➤ 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減に必要な設備**を導入した場合、次の金額を**上乗せして償却**できます。
(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>



税制対象一覧
はこちら



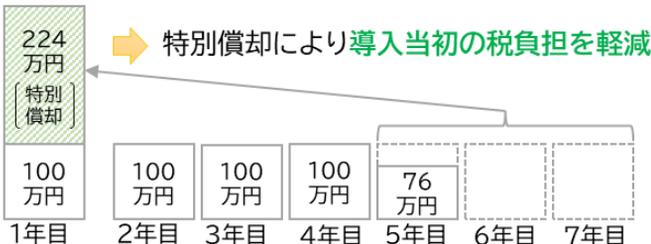
水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

対象事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など

メリット③ 日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付けを受けられます。

□ お問合せ先

さいたま農林振興センター	048-822-2492	本庄農林振興センター	0495-22-6156
川越農林振興センター	049-242-1808	大里農林振興センター	048-523-2812
東松山農林振興センター	0493-23-8532	加須農林振興センター	0480-61-3404
秩父農林振興センター	0494-24-7211	春日部農林振興センター	048-737-2134
農産物安全課	048-830-4057		